

(別紙様式1)

平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：北海道
農業委員会名：小樽市

I 農業委員会の状況(平成29年3月31日現在)

1 農家・農地等の概要

| | 農家数(戸) |
|--------|--------|
| 総農家数 | 161 |
| 自給的農家数 | 66 |
| 販売農家数 | 95 |
| 主業農家数 | 27 |
| 準主業農家数 | 4 |
| 副業的農家数 | 64 |

※ 農林業センサスに基づいて記入。

| | 農業者数(人) |
|--------|---------|
| 農業就業者数 | 170 |
| 女性 | 85 |
| 40代以下 | 4 |

※ 農林業センサスに基づいて記入。

| | 経営数(経営) |
|-----------|---------|
| 認定農業者 | 3 |
| 基本構想水準到達者 | |
| 認定新規就農者 | |
| 農業参入法人 | |
| 集落営農経営 | |
| 特定農業団体 | |
| 集落営農組織 | |

※ 農業委員会調べ

単位:ha

| 田 | 畠 | 畠 | | | 計 | |
|--------|------|-------|-------|------|-------|-------|
| | | 普通畠 | 樹園地 | 牧草畠 | | |
| 耕地面積 | 18.0 | 175.0 | | | 193.0 | |
| 経営耕地面積 | 9.0 | 115.0 | 104.0 | 8.0 | 3.0 | 124.0 |
| 遊休農地面積 | | 2.7 | | | | 2.7 |
| 農地台帳面積 | 12.0 | 335.0 | 293.0 | 39.0 | 3.0 | 347.0 |

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項
第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 29 年 7 月 27 日

| | 選挙委員 | | 選任委員 | | | | | 合計 |
|-------|------|----|------|------|--------|------|---|----|
| | 定数 | 実数 | 農協推薦 | 共済推薦 | 土地改良推薦 | 議会推薦 | 計 | |
| 農業委員数 | 10 | 10 | 1 | 1 | | 2 | 4 | 14 |
| 認定農業者 | — | 3 | | | | | | |
| 女性 | — | | | | | | | |
| 40代以下 | — | | | | | | | |

*現在の体制を記載することとし、旧・新いづれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

| 現 状 (平成29年3月現在) | 管内の農地面積 | これまでの集積面積 | 集積率 |
|--------------------|---|-----------|--------|
| | 193ha | 23.3ha | 12.07% |
| 課 題 | 農業従事者の減少、高齢化等により耕作放棄地の発生の懸念がある。また、中山間地域における農地は傾斜地が多く、狭小のため、大型機械の導入が困難であることから利用集積に供する農地が少ない。 | | |

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 平成29年度の目標及び活動計画

| 目 標 | 集積面積 2.0ha (うち新規集積面積 2.0ha) |
|------|---|
| | 目標設定の考え方:農政課は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を軸として、今期目標案に記載の利用集積実現に向け活動を行うとしていることから、農業委員会としても農協、普及センターとの連携を図り、当該目標の達成を目指す必要があると考える。 |
| 活動計画 | 農地の拡大を希望する農業者、農地所有者の貸借、売買等を希望する旨の情報を一元化し双方の利益調整を行い農地の遊休農地化防止、担い手への集積を以下の活動をもって実行する。 ・農業委員会総会開催時の委員からの情報収集 ・農業委員会・市農政課との農地に関する情報共有 ・中間管理事業を介しての賃借等による農地貸し手に対する給付金等の情報提供 |

※1 集積面積は、当該年度末時点での担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

| 新規参入の状況 | 26年度新規参入者数 | 27年度新規参入者数 | 28年度新規参入者数 |
|---------|---|--------------------|--------------------|
| | 1経営体 | 1経営体 | 0経営体 |
| | 26年度新規参入者が取得した農地面積 | 27年度新規参入者が取得した農地面積 | 28年度新規参入者が取得した農地面積 |
| | 0.3ha | 0.8ha | 0ha |
| 課 題 | ・農業者の高齢化等により新規就農の必要性は理解できるが現行の体制維持が最優先課題である。 ・農業者の高齢化、後継者不足により、新規参入者の研修等に対応する受け手がない。 ・高齢化、後継者不足により遊休農地の耕作放棄地化を防止する意味でも担い手への集積が最重要課題である。 | | |

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 平成29年度の目標及び活動計画

| 参入目標数 | 1経営体 | 参入目標面積 | 0.1ha |
|-------|---|--------|-------|
| 活動計画 | ・新規就農者について、農協等関係機関と連携することにより新規就農者の確保に努める。 ・高齢化による農地の貸借、売買等の情報を集約し、農地中間管理事業等の積極的な活用により新規就農者の確保に努める。 | | |

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

| 現 状 (平成29年3月現在) | 管内の農地面積(A) 196.0ha | 遊休農地面積(B) 2.7ha | 割合(B/A×100) 1.38% |
|--------------------|---------------------------------------|--------------------|----------------------|
| 課 題 | 農業者の高齢化と後継者不足により、今後遊休農地が増加していくおそれがある。 | | |

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成29年度の目標及び活動計画

| | | | |
|------|-----------|--|---------------------------------------|
| 活動計画 | 目標 | 遊休農地の解消面積 2.7ha 目標設定の考え方:これからも農業者の高齢化や後継者不足から遊休農地の増加のおそれがあるため、まずは、現在ある遊休農地を解消していきたい。 | |
| | 農地の利用状況調査 | 調査員数(実数) 14人 | 調査実施時期 8月～11月 |
| | | 調査方法 | ・農業委員及び事務局職員が8月～11月に調査筆数を分担して現地調査を行う。 |
| | 農地の利用意向調査 | 実施時期 11月～1月 | 調査結果取りまとめ時期 11月～1月 |
| | その他 | | |

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

| 現 状 (平成29年3月現在) | 管内の農地面積(A) | 違反転用面積(B) |
|---|------------|-----------|
| 課 題 | 193ha | 0ha |
| 現在、違反転用は確認されていないが、農業委員、事務局職員が隨時農地の利用状況を把握し、未然防止に努める必要がある。 | | |

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 平成29年度の活動計画

| | |
|------|--|
| 活動計画 | 農業委員及び事務局職員による農地パトロールを8月～11月に実施し、農地の利用状況を把握し、未然防止に努める。 |
|------|--|

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入